

～「税を考える週間」とは～ 平成29年11月11日(土)～17日(金)

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「暮らしを支える税」をテーマとして、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

1 国税庁ホームページによる広報

○ 国税庁の取組紹介

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・ ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や取組を紹介します。
- ・ 国税当局が実施している講演会の資料を公開し、国税庁の取組や税務署の仕事、税の役割など国税庁に関する情報について、最新のデータなどを基に詳しく解説します。
- ・ 国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明します。

2 SNS を利用した広報

○ ツイッターによる情報発信

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信します。

3 講演会の実施や関係民間団体等との連携

社会人や大学生を対象とした講演会や説明会を実施します。

また、関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施します。

社会保障・税番号制度、ICT を利用した申告・納税手続などへの国税庁の取組

○ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、平成27年10月からマイナンバー（個人番号）及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。

国税庁においては、制度の定着に向けて、引き続き、関係省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

また、国税庁は、法人番号の付番機関として、法人番号が社会的なインフラとして幅広い分野で活用されるよう、関係省庁と連携を図りつつ、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組めます。

○ e-Tax

e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。



国税庁 マイナンバー

法人番号公表サイト

税に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm（掲載 URL は平成29年8月現在のものです。）

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

www.houjin-bangou.nta.go.jp